神奈川県

令和5年12月27日
記者発表資料

神奈川県公立高等学校入学者選抜における追検査について

神奈川県公立高等学校入学者選抜における追検査は、インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により、共通選抜等の学力検査等を受検できなかった志願者のうち、希望する者を対象として実施しています。令和6年度入学者選抜から、月経随伴症状等の体調不良等も追検査の対象となることを明確化しましたのでお知らせします。

1　追検査の対象

- 月経随伴症状等の体調不良等の場合
- 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合
- 自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合
- 痴漢の被害に遭った場合　等

2　追検査受検の手続

- 中学校長が事由を証明した追検査受検願を志願先の高等学校に提出するものとします。
- これまで提出を求めていた医師の診断書等の証明書は、不要とします。

3　追検査に係るリーフレット

追検査の対象や手続等をまとめた、中学校3年生向けのリーフレットを作成し、1月中旬までに、県内国公立中学校等を通じて周知するとともに、神奈川県教育委員会ホームページに掲載します。

別添資料

別紙「追検査の対象となる検査」

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課
副課長　髙橋　電話（045）210-8242
専任主幹（入学者選抜担当）　及川　電話（045）285-1346